

平成28年度公正取引委員会政策評価委員会議事録

1. 日時 平成28年7月29日（金）13：01～14：57

2. 場所 官房第2会議室（11階）

3. 出席者

【政策評価委員】（五十音順）

田中 辰雄 慶応義塾大学経済学部准教授

柿崎 平 株式会社日本総合研究所 産業革新コンサルティンググループ
部長／プリンシパル

若林 亜理砂 駒澤大学大学院法曹養成研究科教授

【事務総局】

南部官房総括審議官，奥村官房総務課監査官，久保田企業結合課長補佐，十川
管理企画課長補佐，萩原企業取引課長補佐，福田下請取引調査室長補佐，植田
取引企画課長補佐，河西取引企画課係長，渡辺消費税転嫁対策調査室長補佐，
瀬戸口官房総務課長補佐，小林官房総務課政策評価係長

4. 議題 平成28年度政策評価（案）について

企業結合の迅速かつ的確な審査

独占禁止法違反行為に対する厳正な対処

下請法の的確な運用

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保

5. 配布資料（資料の掲載は省略）

資料1 実績評価書（案） 担当課：企業結合課

資料2 実績評価書（案） 担当課：管理企画課

資料3 実績評価書（案） 担当課：企業取引課，下請取引調査室

資料4 総合評価書（案） 担当課：取引企画課，消費税転嫁対策調査室

6. 議事録

【奥村官房総務課監査官】それでは，時間になりましたので，公正取引委員会の政策評価委員会を始めさせていただければと思います。

本日はお忙しい中，お集まりいただきまして大変ありがとうございます。

公正取引委員会で政策評価を担当しております、官房総務課監査官の奥村でございます。本日は、政策評価委員会の司会進行を務めさせていただくとともに、政策評価書案について御説明いたします。

なお、政策評価委員会につきましては、行政事業レビュー外部有識者会合との合同開催とさせていただいているところでございます。

また、本日は所用によりまして小西委員、田辺委員が御欠席でございます。

それでは、まず初めに、公正取引委員会における政策評価の概要について御説明いたします。

公正取引委員会におきましては、行政機関が行う政策の評価に関する法律第6条第1項の規定により、本年4月1日に策定いたしました公正取引委員会における政策評価に関する基本計画に基づきまして、8つの施策を政策評価の対象としているところでございます。

これら8つの施策のうち、本年度は企業結合の迅速かつ的確な審査、独占禁止法違反行為に対する厳正な対処、下請法の的確な運用の3施策につきまして、実績評価方式により、また、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保につきまして、総合評価方式により政策評価を実施したところでございます。

実績評価方式につきましては、あらかじめ政策効果に着目して設定した目標に対する実績を測定しまして、その目標の達成度合いを評価するものでございます。また、総合評価方式は、政策の決定から一定期間経過した後に、当該政策の効果がどのように表れているのかについて、様々な角度から掘り下げて分析し、問題点があればその原因を分析するなどして多角的な視点から評価するものでございます。

本年度において政策評価を実施しない残り4つの施策につきましては、来年度、又は再来年度に政策評価を実施するところでございます。

本日の政策評価委員会の議事録につきましては、後日、公正取引委員会のホームページにおいて公表させていただくこととしております。

それでは、本題に入る前に、南部官房総括審議官から御挨拶がございます。

【南部官房総括審議官】官房総括審議官の南部と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日はお忙しい中、平成28年度の公正取引委員会の政策評価委員会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。

本年度の政策評価委員会につきましても、平成26年度、それから平成27年度と同様に行政事業レビューとの連携強化の一環として、行政事業レビュー外部有識者会合との合同開催とさせていただきます。

田中委員におかれましては、午前中に引き続きの御出席ということになりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

先ほど、官房総務課監査官の奥村から申し上げたとおり、本日は3つの施策について実績評価方式での評価を行いまして、また、もう1つの施策については総合評価方式により評価書案を作成しております。いずれの施策につきましても、今回政策評価を進める中で、様々な改善点が出てきているものと承知しております。

本日は、委員の皆様方から忌憚のない御意見をいただき、公正取引委員会における政策評価の客観的かつ厳正な実施を確実なものとするとともに、今後の公正取引委員会における施策につなげてまいりたいと考えております。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

【奥村官房総務課監査官】 それでは、議題に入ります。

実績評価方式により行いました3つの施策の評価書案につきましては、実績評価書（標準様式）及び実績評価書資料から構成されております。実績評価書資料につきましては、施策の内容について、より詳細に説明するための附属資料と位置付けております。

実績評価書（標準様式）の記載内容につきましては、実質的には実績評価書資料の要約版となっておりますので、本日の説明は実績評価書資料に基づいて行います。

また、総合評価方式による評価書案につきましては、総合評価書に基づいて説明を行います。

なお、各評価書案の説明につきましては私から行いますが、委員の皆様からの御質問等につきましては、担当課室の担当者からも対応いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、初めに資料1の企業結合の迅速かつ的確な審査について御説明いたします。

〔資料1 実績評価資料（案）「企業結合の迅速かつ的確な審査」について説明〕

御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

【柿崎委員】 全体として非常に分かりやすく、評価の内容についても異論はございません。

特に印象的だったのは、迅速性ですね。迅速性と的確性、2つの大きな側面があると

と思いますが、特に迅速性については、近年産業界からのニーズが高まっているのではないかと思います。

迅速性に関する目標は、企業結合計画の届出を受理してから30日以内に処理することとしており、達成率は、毎年度100%ですが、30日以内という目標は最低限の基準であると理解しています。目標を30日以内とする以上、100%達成することを目指していくのだと思いますが、迅速性についての産業界からのニーズが高まっていく以上、果たしてそれでいいのでしょうか。

迅速性を追うばかりに的確性が損なわれるといったようなことになれば本末転倒ですが、的確性を担保した上で、いかに迅速性を高めていくのかということとをどのようにチェックしていくのかという観点からすると、毎年度100%という結果で、改善の糸口が見えないということであれば、例えば、平均処理日数を目標として入れられないだろうかと思いました。これを目標として設定することについては、様々な意見があると思います。

また、これも迅速性に関わることなのですが、9ページで先ほど御説明いただいたように、禁止期間の短縮という申出の件数が年々高まっています。このペースで高まると、業務に支障が生じるのではないかと予想され、今後の業務運営のあり方なども少し検討の余地があるのかなと、この数字を見て考えました。

それに関連して、9ページの中段の「届出会社から30日の禁止期間の短縮の申出があった場合」からはじまるパラグラフについて、「申出があった場合であって、当該企業結合案件に独占禁止法上の問題がないときは、30日の禁止期間の短縮を認めることとしている」という記載がありますが、企業結合の届出後丸々30日かけて独占禁止法上の問題の有無について検討するものではないという理解でよいのですね。だとすると、初期の検討段階で問題ないことがはっきりすれば禁止期間の短縮ができると思ったのですが、その点について追加で御説明いただければ非常に分かりやすいと思いました。

【久保田企業結合課長補佐】独占禁止法上、待期期間は届出後30日とされておりますところ、それと同等の30日間の間に行う審査を第1次審査と呼んでおりまして、第1次審査期間内に問題がない場合には、その旨を通知することとなっております。

そして、第1次審査期間内に審査が終わらず、より詳細に審査しなければならない場合は、第2次審査に移行することになりますが、基本的には第1次審査期間内の30日以内に独占禁止法上の問題がないことが分かることとなっております。ですので、あくま

で独占禁止法上の問題がないことが前提になりますが、当委員会の審査で問題が認められなかった場合には、前倒ししてその旨を通知することができることになっております。

【柿崎委員】問題があるのかないのかということは30日以内のどこかで分かるわけですよ。

【奥村官房総務課監査官】その通りですが、独占禁止法上、審査結果にかかわらず30日は企業結合を実行してはならないとなっています。

【柿崎委員】30日は待てということですね。

【奥村官房総務課監査官】それを、問題がなければ当委員会が待機期間の短縮を認めることができることになっておりまして、そのような意味では、30日間の審査期間と申し上げておりますが、より正しくは30日の待機期間の中で審査していく仕組みになっているということです。

【柿崎委員】そこで、禁止期間の短縮の申出があるわけですが、申出があった場合、問題ないと分かった時点で、いち早く通知しているということですか。

【久保田企業結合課長補佐】そのとおりです。

【柿崎委員】申出がない場合は、30日目に通知するのですか。

【久保田企業結合課長補佐】当委員会としては、迅速性という観点もございまして、審査が終わったところで通知することとなります。禁止期間の短縮の申出はどの段階でも認められますが、届出を行う段階で申出を行うことが多い状況です。例えば、届出会社が企業結合の届出から20日後に企業結合を実行しなければいけないので、待機期間を10日短縮しなければならず、待機期間は20日以内でお願いしたいといったことがあります。

当委員会は、可能な限り迅速審査に努めていますが、通常22日、23日かかっていたものが、申出によってもう少し前倒しして通知することができることもあります。

【柿崎委員】初期段階で、この案件は明らかに問題ないとか、この案件は若干問題があってももう少し審査しなければいけないといったような振るいをかけて、明らかに問題ないものについて禁止期間の短縮を認めるといったことを行っていると思ったのですが、必ずしもそうではないということでしょうか。

【久保田企業結合課長補佐】ある程度、届出が出てきたときに、問題の有無について感触で何となく分かるということもありますが、感触によって判断して禁止期間の短縮を認めるような運用を行っているということではありません。

【柿崎委員】分かりました。

【奥村官房総務課監査官】平均処理日数を目標として設定してはどうかという御意見についてはどうでしょうか。

【久保田企業結合課長補佐】その点について申し上げますと、先ほど御指摘がありましたとおり、案件によって比較的簡易なものから複雑なものまでいろいろあります。例えば、ある年度に簡易な事案が多く出てくれば、処理期間は短くなる傾向にありますが、難しくなれば長くなりやすいという傾向もあります。案件の複雑さによって必要な処理期間が異なるところがありますので、当委員会としては、法律で規定している30日は必ず守らなければいけません、平均処理期間を目標として掲げるのは、難しいと考えています。

【若林委員】今の議論と関連して、禁止期間の短縮を行った件数が目に見えて増えてきているというのは迅速性という観点ではいいことであると思うのですが、この理由は、禁止期間の短縮の申出があった件数が増えていることであると考えてよろしいのですか。

【久保田企業結合課長補佐】先ほど申し上げたように、当委員会が意図的に前倒しして処理するわけではなく、申出があったものに対して禁止期間の短縮を行うものですので、件数の増加の主な理由は、当事会社が申出を行ったこととなります。

【若林委員】実際、申出があっても短縮できないという事例もあるということですね。

【久保田企業結合課長補佐】そのとおりです。ただし、基本的には申出があれば申出どおりに短縮して対応しています。仮に明らかに難しい案件で、当事会社から1週間に短縮してくださいという申出がされれば対応は厳しいですが、短縮の申出に関しては、代理人や当事会社の担当者とコミュニケーションを取っておりますので、無理な申出は余りないという状況です。

【若林委員】分かりました。申出の件数増加には、審査の効率性が高まっているということが背景にあるのであれば、そのようなことも記載したほうが良いと思ったのが質問の趣旨です。

別の質問になりますが、11ページの公表案件アクセス数の表を拝見すると、平成26年度の公表案件の平成26年度のアクセス数が結構少なく、また、平成26年度よりも平成27年度の方がアクセス件数が多いのですが、通常であれば、公表した年度のアクセス数が最も多くなるのだと思いますが、なぜでしょうか。

【久保田企業結合課長補佐】平成26年度の公表案件については、平成26年度末の3月末に1件行っただけでした。したがって、3月末の短期間で集中的に1,748件のアクセスがあったということですので、件数自体は多いと思います。そのような事情があることから、通常であれば、平成25年度のように公表後、時間が経過するにつれて、アクセス数は徐々に少なくなると思いますが、平成26年度の事案につきましては、年度末に公表した関係で平成26年度よりも平成27年度のアクセス数の方が多くなっております。

【若林委員】そのような事情が分かる文章だと、読むほうとしては分かりやすいと感じました。

あともう一つ、12ページの海外の競争当局との間の情報交換の箇所ですが、情報交換は、個別案件に関してのみ行っているということでしょうか。それとも、もっと一般的な、例えば、企業結合審査の手法に関する情報交換なども行っているのでしょうか。

【久保田企業結合課長補佐】海外当局と接触する機会は様々ありますので、その折には個別案件の情報交換以外のほか、一般的な企業結合審査の手法についての意見交換も行われております。

【若林委員】分かりました。そうであるならば、現在の案では、「当該企業結合案件が競争に及ぼす影響についての考え方や問題解消措置についての情報交換」となっていますが、そのような一般的な情報交換も企業結合審査に役立っているのであれば、そのようなことも書いていただくといいかなと思いますし、情報交換の回数などがカウントできるのであれば、今後そのようなことも書いていただくとより分かりやすいかなと思いました。

【久保田企業結合課長補佐】検討させていただきます。

【田中委員】大変よい評価書になっていると思ひまして、これから述べることはお門違い、あるいは間違っているかもしれませんが、そもそも論で言いますと、この評価書は企業結合審査が正しく行われていることを前提としたものとなっていますよね。例えば、評価書に、問題解消措置を講じたことによって保護した消費者利益がこれだけあったと記載していますが、そもそも問題解消措置の内容が間違っている可能性もあるわけです。問題解消措置を講じる必要はなかったにもかかわらずそれを講じた場合と逆に、講じる必要があったのにしなかった場合という、2種類の過誤がありますが、評価書では、それらの過誤がないと仮定した上で消費者利益の算定を行っているわけです。

もちろん、評価としてはそのような方法しかないと思いますので、このままでいいと

と思いますが、企業結合の的確性の評価については、企業結合審査が正しかったかどうかについての評価が本当はあった方が良いでしょう。

これは政策評価の範囲の外側にあるかもしれませんが、企業結合審査が正しかったかどうかを事後的に検証することをどこかで行うと良いと思います。それは競争政策研究センターで行うべき課題かもしれませんが、いずれにせよそのような体制を構築したほうがよいと思います。

そうでないと、評価書の消費者利益は、問題解消措置をさせればさせるほど、実績は必ず上がるようになっているので、企業結合審査が正しかったかどうかについての評価もどこかで行っておく必要があると思います。

ただ、それをどのように行うべきか現時点では思いつきませんが、その点が一番重要だと思います。

評価書案については異論ありませんが、企業結合審査が正しいかどうかという根本的な問題は別の問題として残っているということです。

【柿崎委員】本来必要ない措置を採ってしまうと、結果的に競争力がなくなるということになりますか。

【田中委員】そうですね、競争力がなくなります。本来、問題解消措置をしない方が企業が自由に事業活動を行うことができ、競争力が上がり、消費者利益が上がっていたにもかかわらず、それを抑えてしまったということなるわけです。

【奥村官房総務課監査官】ありがとうございます。

では、次の資料2でございますが、独占禁止法違反行為に対する厳正な対処につきまして御説明をさせていただきます。

〔資料2 実績評価資料（案） 「独占禁止法違反行為に対する厳正な対処」について説明〕

御意見、御質問等よろしくお願いたします。

【柿崎委員】事件処理件数が減少した理由の一つとして、平均事件処理期間の長期化が挙げられており、平均事件処理期間が長期化したのは平成27年度の改正独占禁止法の施行に対応したからであるという理屈ですよね。ただ、平成26年度も事件処理件数がかなり下がっていますので、それをどう理解すればよいのでしょうか。平均処理期間も平成25年度と平成26年度でそこまで変わっていないと思いますがどうでしょうか。

【十川管理企画課長補佐】確かに若干延びた程度です。

【柿崎委員】若干延びた程度ですよ。なのに事件処理件数はかなり下がっていますが、これについての説明がないと思います。

【十川管理企画課長補佐】平成27年度に事件処理件数が大幅に下がった、特に法的措置件数が10件を切ったということの説明については、先ほど監査官から説明がありましたとおり、主な理由としては、直接訴訟制度が導入されたことを踏まえ、立証に従来以上に時間をかけたことにあると考えています。ただし、ほかにも、例えば、デジタル・フォレンジック等の審査手法を要する事件の存在により事件処理に期間を要したこと等も理由として挙げられます。

事件処理期間が長期化したことだけでは、事件処理件数が減少したことの十分な説明になっていないのではないかと御指摘と承知しておりますが、実際、平成26年度に法的措置を行ったものは平成25年度から審査を始めて1年程度、平成27年度については、20か月かかっていますので、古いものは平成25年度から審査を始めて2年近くかかってようやく法的措置を行えたものということになります。平成26年度に公表した事案の平均事件処理期間に比べて、平成27年度の平均事件処理期間は大幅に長くなっています。実際に当該年度に事件処理を行った件数が減少することと事件処理期間の長期化が数字で現れることとの間にはタイミングのずれが生じているものと認識しています。

【柿崎委員】平成27年度に公表したものは平成26年度に審査しているものが多いということですね。

【十川管理企画課長補佐】そのとおりです。もっと言えば、平成25年度から審査を始めていたものも含まれています。

【柿崎委員】事件処理件数の減少についての説明として、処理に時間がかかる、つまり、一定のリソースでできるのは限界があるという説明であるように思えます。

確かに、リソースに制約がある中で、当然選択的に審査しなければならないという側面はあると思いますが、審査に時間がかかったからこれしかできなかったという説明では、時間がなかったから、本当は審査すべきものが全然審査できていないという印象を抱いてしまいます。

【十川管理企画課長補佐】このような記載を行った意図は、直接訴訟に移行したすることを前提に事件審査を行っている中で、現段階で、裁判所において必要十分と言える立証水準がなかなか分からない中、必要以上に立証活動を慎重に行った部分もあったのではないかとことです。

しかしながら、今後何の手も打たないということではなく、直接訴訟に対応するための専門部署を審査局の中に立ち上げ、事件の審査に当たっては、その専門部署とタイアップしていくことによって、必要にして十分な、適切な水準の立証活動を行うよう改善していくこととしております。

【柿崎委員】このようなことを申し上げたのは、例えば、評価書の2ページにもあるように、申告件数に占める事件処理件数の割合が下がっており、仮に、無駄な申告が急激に増えたという事情はなく、申告のクオリティが毎年一定レベルであり、一定の割合が事件化されるという前提に立つと、本来であれば事件処理化すべきものが積み残っていると解釈されてもおかしくないという気がしたからです。

小売業の不当廉売事案も同じです。申告件数はそこまで下がっておりませんが、申告件数に占める処理件数の割合が下がっており、そこをどう捉えて、どう改善をしていくのかが、課題であると感じました。

【奥村官房総務課監査官】今のお話は、申告のクオリティが仮に下がっているということであれば、事件処理件数も下がっていることの一つの要因となるではないかという御指摘だと思いますがどうでしょうか。

【柿崎委員】 そのような側面もあるかもしれませんが、検証のしようがないですよ。

13ページの中段で不当廉売事件が潜在化しているというよりは、独占禁止法への理解が高まっているのではないかと強調されています。確かにそのような側面はあると思いますが、申告件数がそこまで減っていないところをどう捉えるかというのについてもう少し書かれたほうがいいと思います。

【田中委員】課徴金額の総額が下がっているのは、法的措置件数が下がったからということと、課徴金賦課を行わなければならないような悪質な事案が減っているということが理由であるという理解でいいですか。

【十川管理企画課長補佐】法的措置件数が下がっているという点については御指摘のとおり1つの要因として挙げられるかと思えます。

一方、2点目についてですが、事案の悪質性が変化したと、そう言い切れるかどうかは分かりません。当委員会としては、まずは違反を認定した上で、独占禁止法の規定に基づいて課徴金の対象の案件かどうか、また課すとなるとどれぐらいの割合を売上に対して課すのかということを経験的に算定しているところ、独占禁止法の制度として課徴金の対象となるかどうか直ちに事案の悪質性で整理し得るものではないと考えてお

ります。例えば、平成27年度には、東京湾水先区水先人会及び伊勢三河湾水先区水先会に対し、独占禁止法第8条違反として法的措置を行っているところ、これは課徴金の対象にはなっておりませんが、競争政策という観点からは非常に意味のある大きい事件だったと考えております。この事件で課徴金を課していないのは、独占禁止法の規定に照らしたときに、課徴金の対象でないものに分類されるからであって、決して悪質な事案ではなかったからという理由ではないと考えています。

【田中委員】課徴金は違反行為期間に取引した金額に一定率を掛けることにより算定されるという理解でよいですね。

【十川管理企画課長補佐】そのとおりです。

【田中委員】ということは、課徴金額の総額が減る要因は、取引金額が小さいからか、課徴金を課す事件の件数が少ないからかのいずれかということでしょうか。

【十川管理企画課長補佐】基本的にはそうなると思います。平成27年度で言えば、その両方が要因であると考えております

【田中委員】であれば、課徴金額が減っているのはこれまでの独占禁止政策が効果を上げて、事業者等が独占禁止法を遵守するようになったという理解ができるのではないかとということです。

【十川管理企画課長補佐】そのように解することもできるかもしれませんが、事実としてははっきりとは分かりません。

【田中委員】申告件数が一定数で推移しているということにもかかわるのですが、そのような理解をしてもよいのではないですか。

【奥村官房総務課監査官】そのような側面も否定できないと思いますが、そのことを測定するのは難しいところです。

ただし、当委員会として事業者の法令遵守を高めるための取組を行っているところですので、そのような取組の効果が出ていないとは必ずしも言えないと思います。

【田中委員】公正取引委員会の姿勢が変わらない中で、法的措置件数が減っていると、事業者が行儀正しくなってきたというのが自然な理解ですね。

【奥村官房総務課監査官】それに関しては測定が難しいところがありますが、そのような法令遵守を高めるための取組を行っているということは事実でございます。

【田中委員】刑事告発の件数が僅かしかありませんが、この件数は公正取引委員会が意図的に決めているのでしょうか。経済学的に言えば、法的措置を受ける確率が低ければ

課徴金を納付したほうが得だという議論が昔からあるわけです。それに対して、刑事告発は違反の抑止に非常に効果があるという議論があるのですが、刑事告発件数が少ないのは、刑事罰は違反行為に対する措置として強すぎるから使わないということなのではないでしょうか。

【十川管理企画課長補佐】当委員会として刑事告発に係る方針についての考え方を公表しております。悪質な事案については、積極的に告発していくこととしているところです。

一方で、まさに田中委員がおっしゃるとおり、非常に厳しい措置ですので、何でもかんでも刑事告発を行うというわけにはいきません。刑事告発すべきものは厳正に行うということで、頑張っただけの結果がこの件数であると考えています。決して刑事告発について抑制的なスタンスということではありません。

【田中委員】分かりました。刑事告発の件数についてはもう少しあってもいいと思います。事業者に聞いたところ、刑事告発は非常に効果があるとのことでした。

【若林委員】16ページの不当廉売事件の平均処理期間で2.1か月だったものが1.9、1.7か月に短縮されているというところで、事件処理が効率化され、迅速性という意味では評価できますが、そのことのみで評価して良いのでしょうか。ガイドラインにおいても2か月以内に処理するとしていますので、それに対応した評価で、それ自体は良いと思います。ただ、注意レベルなのでなかなか難しいと思いますが、措置の適切性というものを、検証する機会があった方がいいのではないかという印象を持ちました。

それなりの数について注意等して、それ自体は、いいと思いますが、どのような場合に注意したのかといったことや、注意の内容が分からないので、モグラたたきを延々やり続けているというような印象を持ってしまいます。したがって、注意件数は1,366件、982件、841件と減少傾向にあるとのことですが、これを相応の注意件数であるとして評価していいのか、評価してはいけないのかについての判断がつかないところです。

今回そこをドラスティックに変えるのは難しいかもしれませんが、今後評価方法や評価項目について検討していただけるといいと思います。

また、措置の透明性の確保も重要だと思いますので、ガイドラインにも考え方は示されていますが、具体的にどのようなケースで注意したのかといったことについて分かるような記載にいただけると、注意件数も減ってくる可能性もあると感じました。

それから、もう一つ、平均事件処理期間が長期化した理由として、審判制度が廃止されたといったことが書いてあって、気持ちは大変よく分かるのですが、これまでも専門機関として慎重な立証をされてきたと思いますので、この記載は若干正直過ぎるかなという印象を持ちました。

【十川管理企画課長補佐】もちろんこれまでも慎重な立証をしてまいりました。一方で、長年、審判という場での独占禁止法の解釈の積み重ねがある中で、これまでは、独占禁止法の解釈の経験則や共通言語的なものが当委員会と審判体との間で、ある程度共有されているという安心感は実際にありました。

直接訴訟への移行により、今後は裁判所において審理されることとなったわけですが、このような共通言語が今までと全く同じように裁判所と共有されていると言えるのかどうか、そこは、どうしても慎重にならざるを得なかったというところでございます。理由として正直過ぎるという御指摘でございますが、どうしてもそこが最大の要因になってしまったと言わざるを得ないということでございます。

【柿崎委員】2ページの表2に対象事業者等の数が記載されていますが、平成27年度は45者と極端に減っていますね。事件処理件数や申告件数は微減であるのに対し、このような極端な減り方は、平成27年度に処理した事件において、カルテルに参加しているプレイヤーの数が減っているという理解でいいですか。

【十川管理企画課長補佐】そのような理解で結構かと思えます。

例えばですが、地方で規模の小さい事業者も含めて何十社、何百社といった談合をやっているようなものがあれば対象事業者数が増えることとなると思えます。

【柿崎委員】そのような事件が平成27年度にはなかったということですね。

【十川管理企画課長補佐】そのとおりです。

【柿崎委員】それでは、少数プレイヤー同士だから情報は漏れにくくなっている、あるいは内部から出にくくなっている、つまり、プレイヤーが多くなれば、それだけ情報を漏らす事業者が出てきやすくなるような気がするのですがどうでしょうか。

【十川管理企画課長補佐】確かにプレイヤーが増えれば、それだけ情報が漏れやすくなるといった側面はあると思えます。一方で、平成27年度に法的措置を採った7件について、プレイヤーが少数だから情報が漏れにくかったと評価するかどうかは議論があると思えます。例えばこの7件全てに課徴金減免制度が適用されていると先ほど御説明したわけでありましたが、これを、全体的に少数のプレイヤーによる事件が増え情報が漏れに

くくなっている中で、課徴金減免制度によって何とか情報が出てきたもののみをようやく措置できたと見るのか、プレイヤーの数とは関係なく、単純に課徴金減免制度が定着したことによって、より情報が提供されやすくなり、およそ事件の端緒が減免制度によるものということであったと見るのかという評価はしておりません。

【田中委員】カルテル等の法的措置件数は減っていますので、漏れにくくなっているのかもしれない。

【柿崎委員】今後、そこを分析するとおもしろいかもしれないですね。

【田中委員】ひよっとすると、課徴金を課しても効かなくて、刑事告発しないとだめなのかもしれない。

【奥村官房総務課監査官】本日、御欠席されている小西委員からの御意見を一つ御紹介させていただきますと、処理期間の短縮を図るに当たっては、適切な審査とのバランスというところに着目することが重要ではないかといったコメントをいただいております。企業結合審査のところでもコメントをいただいておりますが、若干重なる御意見でございましたので御紹介しませんでした。今回、事件処理に関しましてはそのような御意見を小西委員から頂戴しているところでございますので、最後に御紹介させていただければと思います。

では、続きまして、資料3の下請法の的確な運用について御説明をさせていただきたいと思っております。

〔資料3 実績評価書資料（案） 「下請法の的確な運用」について説明〕

御意見、御質問等よろしくお願ひいたします。

【若林委員】12ページの効率性と総合的評価のところ、勧告事件の目標処理期間の10か月を達成したのが、50%以下となっておりますが、10か月という期間自体、そもそも適切な設定なのでしょうか。適切な設定、あるいは目標を達成する必要性はあるものの、体制が整っていないとか、効率性に問題があってこのようになったという評価でよろしいのでしょうか。勧告事件は、比較的、他の指導事件より重大な事件だと思っておりますが、目標処理期間を10か月というのは厳しすぎるのではないかとというのが質問です。

【福田下請取引調査室長補佐】当委員会としては体制整備を図ったり、あるいは調査の効率化等を進めていけば、もう少し処理期間を短くして目標を達成できると考えておりますので、勧告事件の目標処理期間はこのままで引き続き行っていきたいと思っております。

【若林委員】分かりました。

そうであれば、来年度以降は目標達成を目指すということになるかと思います。

あともう一つ、5ページの表7の下請取引適正化推進講習会の開催状況のところ、開催回数は毎年度大体似たような感じですが、参加率が平成25年度と比較すると10%以上上がっているのは何か特別な働き掛けをされたからなのでしょう。

【萩原企業取引課長補佐】特別な働き掛けをしたわけではなく、予約された方々が、より一層実際に参加して下さるようになったということだと思います。

【若林委員】何か工夫をされたのであれば書かれたほうがよいのではないかなと思ったので指摘しました。

【田中委員】12ページに、約22億円の費用をかけて約28億円の下請事業者の利益が回復されたという記載がありますが、約22億円というのは平成25年度から平成27年度の3年間の合計ということですか。

【萩原企業取引課長補佐】平成25年度から平成27年度の3年間となります。

【田中委員】3年間ですね。了解しました。

あと、9ページのところですが、勧告事件が徐々に減っていますが、指導事件は徐々に増えている。9ページを見ると、結果的に、勧告事件が減っているが、指導件数が増えていることを合わせると、それだけ下請事業者の不利益が回復されたことを意味していると書いてありますが。これは良いと評価したということですね。

【福田下請取引調査室長補佐】そのとおりです。

【田中委員】しかし、深刻な勧告事件が減っていることはいいことですが、指導事件は増えていますよね。これで良いと評価するのはどうかと思います。つまり、より深刻な勧告事件が減って、より軽微な指導事件に移行しているからいいというニュアンスで記載しているのでしょうか。

【瀬戸口課長補佐】措置を採った結果、下請事業者の不利益が回復されているという趣旨で記載しているものです。

【田中委員】指導事件が増えているということは、それだけ下請事業者の不利益が回復されていると読むのですか。

【瀬戸口課長補佐】ということだと思います。

【田中委員】それでは、指導事件が増えても減っても回復されていると理解するのでしょうか。

指導事件が増えたことは、公正取引委員会がより活発に活動したと積極的に評価することもできるし、より下請法の問題が多く発生しているとマイナスに評価することもできますね。

【萩原企業取引課長補佐】評価書では、措置件数が増加していることによって下請事業者の回復される利益が増えているところをもって、良いと評価しております。

勧告件数が減っていることについては、良いとも悪いとも評価していないと思っています。勧告件数が減ったのは、単に、勧告事件に相当するものは見つけれなかったことによるという趣旨の記載にとどまっていると思います。

【田中委員】要するに、警察が傷害事件の検挙数が増えているのは治安が良くなっているのか、悪くなっているのかみたいな話ですよ。

【柿崎委員】事前に下請法違反を抑制するという意味での啓発は成功していないが、下請法違反があった場合に、それを申告するという意味での啓発は進んでいるということなのですね。

【田中委員】だから、下請法違反の発生状況は同じで摘発が進んだのか、事態が悪化したのかの区別が分からないから、どちらともとれますね。

【柿崎委員】事前に下請法違反を抑制するという意味での啓発は成功していないが、下請法違反があった場合に、それを申告するという意味での啓発は進んでいるということなのですね。

【田中委員】それについては、チェックする方法があると本当はいいですよ。公正取引委員会の努力の水準が一定でも状況によって件数は変わり得るから、チェックする方法がないと事態が改善したのか悪化したのかが分かりませんね。景気変動等を連関させてみて、摘発件数と景気とが連動しているのであれば客観的情勢だし、それと無関係に変動しているのであれば公正取引委員会の努力の産物ということになるので、そういうのを分析できると本来はいいですね。

直感的には、事件が起きているほうが悪いものと捉えてしまうことから、その観点からすると奇妙な文章に思えてしまいます。勧告事件が減って指導事件が増えているというのを、殺人事件は減っているが傷害事件は増えているということと同視すれば、これで良くなったと評価するのには違和感があるのです。

【柿崎委員】この施策は、違反行為に対する措置等というものなので、どちらかというと、違反事件をどれだけきちんと摘発しているかという側面から評価すべきものであ

と思います。

【田中委員】そうすると摘発が増えることは改善であるという理解ですね。

【柿崎委員】抑制することについてはまた別の施策でやらなくてはいけないのかもしれないですね。

【田中委員】抑制については評価書とは別のことですので、ここで終わりにします。

【柿崎委員】勧告事件の平均処理日数が平成27年度の4件のうち半分が10か月を超えているにもかかわらず平均は258日ということで、要は、個別の処理期間で見れば、2件は極端に短く、2つは極端に長かったということですね。

そうであるならば、長い期間処理を要したものについて、公取委の職員のスキルアップという改善策もありますが、リソースの配分をもう少し初期段階で工夫すれば、改善できたのかもしれないと思いました。

【福田下請取引調査室長補佐】重大事案、困難な事案については、手厚く人員を配置することも今後工夫していく必要はあるかと思っております。

【柿崎委員】重大事案の中でも、事案の複雑性にかなりばらつきがあるのでしょうか。

【福田下請取引調査室長補佐】そのとおりです。

【柿崎委員】これを見る限りはそのようですね。その重大事案の中でも、複雑性に応じて何らかの場合分けをして、対応していくことが求められるということですね。

また、下請取引推進化講習会について、毎年4,000～5,000人が参加していますが、参加のきっかけや、参加回数等、参加者の属性は何らかの形で把握されていますか。これまで参加したことのない人の参加を促す必要があると思うのですがどうでしょうか。

【萩原企業取引課長補佐】参加回数を把握しているかは分かりませんが、例えば、事業分野や本社所在地、あるいは資本金額の規模といった属性は確認しております。

参加回数について確認していたかどうかは少し記憶が定かではありませんが、自分が講習会に行った経験からしますと、同じ事業者が参加していても、事業者内での異動が結構ありますので、必ずしも何度も同じ人が参加しているわけではないと思います。

【柿崎委員】講習会に参加したことによる効果はどのように把握しているのでしょうか。

【萩原企業取引課長補佐】一つは、評価書にあるように理解度が高まることによって、社内のコンプライアンス意識が高まり、違反行為が減るといったことがあると思います。

【柿崎委員】講習会に参加している事業者とそれ以外の事業者とで公取委から指導を受けている者の割合に違いがあるのかについて分かったと良いと思いました。

【萩原企業取引課長補佐】そこまでは確認していなかったと思います。

【奥村官房総務課監査官】評価書の記載振り等、工夫できるところは工夫していきたいと思っております。

また、小西委員からは、3ページの表4のタイトルにつきまして、「下請法違反事件の新規着手件数及び端緒情報の内訳」として同じ性格のデータを一覧表にしていますが、新規着手件数の端緒情報別の内訳といったような分かりやすい表題、タイトルを付けたほうがいいのではないかという御指摘をいただいております。

また、その他御意見をいただいているところでございますが、このような御意見も踏まえて、評価書を工夫していきたいと思っております。

それでは、最後でございますが、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保について説明をしたいと思っております。

〔資料4 総合評価書(案) 「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保について説明」〕
御意見、御質問等よろしくお願いいたします。

【柿崎委員】勧告と指導の行為類型は、ほとんど買ったたきなんですね。

【植田取引企画課長補佐】そのとおりです。特に勧告事件については、ほとんどが買ったたきとなっております。指導事件では減額や本体価格の交渉拒否等も多少あるという状況となっております。

【柿崎委員】転嫁拒否を受けた事業者は、どのように報告すればよいのでしょうか。

【植田取引企画課長補佐】様々なチャネルがありまして、書面調査に回答するという方法もありますし、当委員会等に相談し、それが端緒につながる場合もあります。

【柿崎委員】申告の割合はどのくらいありますか。

【渡辺消費税転嫁対策調査室長補佐】1割にも満たない程度です。

【植田取引企画課長補佐】書面調査に基づく情報が端緒情報の大多数を占めているという状況です。

【田中委員】書面調査を行っているから、そこで拾っているのかもしれませんが、申告が1割にも満たないということは考えようによっては、いかに公正取引委員会のルールが周知されていないということの表れですよ。そのような意味では嘆くべき事態ですよ。

【植田取引企画課長補佐】周知が完全には行き渡っていないというような側面もあるかと思っておりますので、広報活動については力を入れてきたところでありますし、今後も引き

続きやっていきたいと思っっているところなんです。他方で、下請法にも共通するところですが、取引上の立場が弱い中小事業者は、申告したのが知られた場合に報復されることを恐れて、申告しにくい場合もあると考えているところです。

【田中委員】書面調査であれば、公正取引委員会の求めに応じて報告するものであるから情報収集がしやすいということでしょうか。

【植田取引企画課長補佐】そのとおりです。下請法の実績等も踏まえて、書面調査にも力を入れているところです。

【田中委員】自ら申告することはできないが、報告を求められたものに答えるのであればサンクションが来ないと考ええるということですかね。

【植田取引企画課長補佐】御指摘のようなところもあるかと思えます。

【柿崎委員】消費税転嫁対策特別措置法の方が下請法よりも申告の割合が高いのはなぜでしょうか。

消費税転嫁対策特別措置法の方が大々的にキャンペーンしているから申告しやすいのかなと思ったのですがどうでしょうか。

【南部総括審議官】これは下請取引ではないので、力関係という意味においては下請取引に比べれば緩く、申告しようというインセンティブは下請法より高いと思えます。おそらく下請法については、10%まで到底いかないと思えます。

【瀬戸口課長補佐】100分の1程度ではないでしょうか。

【柿崎委員】そのような意味では、消費税転嫁対策特別措置法の申告の割合が10%程度もあるというのは意外に高いなと思えます。

【田中委員】自分からは申告できないということからすると、この数字も納得できますね。

【柿崎委員】そのようなメンタリティーが良くないかもしれませんね。

【田中委員】しかし、毎回、書面調査を行うわけにもいかないですよ。

【柿崎委員】必要なときにウェブサイトを通じて連絡してくださいという形にはできないのですか。

【田中委員】ウェブサイトを通じてでもあっても自発的には報告しにくいと思われませんが、書面調査は公取委から一方的に報告を求めるものなので、回答しやすいのだと思います。

【南部総括審議官】書面は、全ての事業者が受け取っています。

【若林委員】そのような意味では、書面調査は端緒源の8割ということで大変重要だと思いますが、平成27年度の中小事業者向けの発送数が100万名以上減っていますが、この変動の理由は何でしょうか。

【渡辺消費税転嫁対策調査室長補佐】送付先データについては、法人登記を基にしていますので、倒産して実態のない会社等が含まれていることもあります。1回目の調査での返送状況を確認し、その結果を踏まえ、2回目の調査では未達となった送付先を除外するなど送付先を精査したため、初回調査時より発送数が減少しています。

【植田取引企画課長補佐】悉皆的な調査ということで全面的な調査するというスタンスは、平成26年度、平成27年度で変わっておりませんが、発送先のリストについて必要な見直しを行った結果、発送数が減少しているということになります。

【若林委員】ある程度、調査が効率的になったわけですね。

【植田取引企画課長補佐】御指摘のとおりです。送付先の見直しは今後も引き続き進めていきたいと思っております。

【田中委員】書面調査の回収率が10%とか20%ぐらいだとすると、文書で報告を求めるのには効果があるということですね。書面調査では、転嫁拒否を受けた事業者だけ返送すれば良いというスタンスということでしたよね。

【渡辺消費税転嫁対策調査室長補佐】そのとおりです。

【田中委員】ウェブサイトを通じて自由に言ってくれとアナウンスしても来ない。ただし、文書が来れば、違反した人だけ書けば良いと書いてあるものの、それでも返送してくるということは、公取委から文書が来ることによって企業の行動を変えるということだと思います。

【植田取引企画課長補佐】かなり効果があるということで、重要な端緒源となっているものでございます。

【田中委員】違反の多い業界に講師を派遣していると記載してありますが、違反の多い業界はどこでしょうか。

【植田取引企画課長補佐】特に多いのが建設業と製造業です。

【柿崎委員】それは事業者数が多いからではないのですか。建設業者の数はとても多いですよ。全事業者数に占める割合を見ないと、多いか少ないかは分かりません。

【河西取引企画課係長】御指摘のような分析まではできませんでした。

【奥村官房総務課監査官】小西委員からは、10ページの表17のところでございますが、

説明会の参加者の理解度につきまして、説明会受講後の理解度のみではなく、説明会受講前の理解度もアンケートをして、両者を比較して評価する方法が有意義ではないかというような御意見等をいただいているところでございますので、御紹介をさせていただきます。

よろしいでしょうか。また全体を通じた御質問、御意見等ございましたら、この機会におっしゃっていただければと思います。

【田中委員】先ほど、下請法の的確な運用の箇所、徐々に指導事件の件数が増えているのは両方の議論ができると言いましたが、いずれにしろ公正取引委員会が措置等を行って下請事業者の不利益を回復したということは間違いありませんので、あのよ
うな記載でよかったと思直しましたので一言申し上げます。

【奥村官房総務課監査官】よろしいでしょうか。

それでは、本日の政策評価委員会での御議論を踏まえまして、評価書に必要な修正等を行った上で、公正取引委員会の了承を得た後、速やかに公表させていただきたいと考えているところでございます。

本日はお忙しいところ御参加いただきまして、貴重な意見、御質問をいただきまして、大変ありがとうございました。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。